

# 第3章

## 人権教育・啓発に関する基本方針

人権問題は、社会の中にさまざまな形で存在しており、毎日の生活の何気ない行為・行動の中にも見られます。それぞれの人権問題は、固有の経過と課題があるとともに、人間の尊厳と自由と平等にかかわる問題であるといえます。

このため、人権問題の解決には、それぞれの人権問題について学習するとともに、身近な問題と結びつけて考え、日常生活において人権感覚を身につけた行動が必要です。この章では、施策推進の経緯や教育・啓発の取組状況を見据え、現状、課題及び方向性を明らかにしていきます。

## 第3章

### 人権教育・啓発に関する基本方針

#### 1. 人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別は、その一つの典型ですが、その他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関するさまざまな施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じている背景について、国の「基本計画」では、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等があげられています。また、これまで人権問題として認識されていなかった問題や社会の情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな問題が人権問題として認識されるようになってきています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生す

ることによって、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、京都府をはじめ関係機関と十分連携を図って推進していく必要があります。

## 【(1) 同和問題】

### (これまでの取組)

1965年(昭和40年)の「同和対策審議会答申」は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めています。

八幡市の同和対策は、1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申を踏まえ、1969年(昭和44年)に同和対策事業特別措置法、1982年(昭和57年)の「地域改善対策特別措置法」、1987年(昭和62年)の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下、「地対財特法」という。)」によって、33年間にわたって、地区住民や関係団体の懸命な取組と国・府の連携のもと、住環境の整備をはじめ、教育・就労等の施策を進め、一定の成果をあげてきました。

このような成果を前提に、1995年(平成7年)3月には、「八幡市の今後における同和対策事業のあり方」について、八幡市同和対策審議会から答申が行われ、それを踏まえて、1996年度(平成8年度)及び1997年度(平成9年度)に同和対策事業の総合点検と見直しを行い、さらに同和地区内施設についても、同和地区内施設管理運営検討委員会において審議・検討を行ってきました。

そして、同和対策事業の総合的な点検と見直しを図る中で、同和問題の解決に至るまでの基本的な指針として1999年(平成11年)3月に「八幡市同和問題解決のための行動計画」を決定し、その行動計画の具現化を図るため、同年10月に第1次実施計画を策定しました。この計画では、  
地域づくりの推進  
市民啓発の推進  
教育対策の推進  
就労対策の推進

財政措置と職員の役割という5つの推進体系により取組を進め、特に、学校教育においては、残された課題の解決に向けて、これまでの取組の成果を総括し、すべての児童・生徒の個性と生きる力の育成を図る中で、同和地区児童・生徒の教育の機会均等を保障し、自らの主体的努力を引き出し、その自己実現に向け支援してきました。

国において、1996年（平成8年）5月に、地対財特法期限後における同和問題の早期解決に向けた取組の在り方について、地域改善対策協議会から意見具申が出され、それを踏まえて、地域改善対策特定事業については、2002年（平成14年）3月の地対財特法の失効に伴い、すべて終了し、以後は、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ、所要の施策が講じられるようになりました。

### （現状と課題）

同和地区の実態は、1993年（平成5年）の「同和地区生活実態等把握調査」、2003年（平成15）年に実施した「隣保館事業の充実に向けた社会調査」の結果、住環境や住民の生活実態は大きく改善されてきました。

しかしながら、市民意識、教育、就労など、同和問題を解決するうえでの課題は根強く残されており、また、旧地対財特法が規定する対象地域においては、このほかにも、人口の減少や少子高齢化の急速な進展など、現代社会の課題が特に顕著に現れています。

市民意識については、人権問題に関する意識はかなり高まってきたとはいえ、現実には、部落差別につながるおそれのある身元調査、差別落書き、インターネット上の掲示板等への差別表示の掲載など、深刻な人権侵害につながる陰湿な行為が後を絶たない状況があります。

学校教育では、これまでの取組の結果、高校進学率に象徴されるように学力水準は向上しましたが、近年、再び学年進行に伴い、低学力層に偏る傾向の顕在化、高校卒業率、大学

**同和地区生活実態等把握調査**  
同和問題の市民啓発をより具体的に効果的に実施していくための基礎資料とするため、総務庁の同和地区の悉皆調査を行ったもの。

進学率の格差などの課題が残されています。就労状況では、全国的に長引く経済不況の下、大幅な失業者の増加や中高年齢層に限らず、若年層の不就労は深刻な問題となっています。また、環境整備については、ほぼ完了したとはいえ、利便性や安全性、快適性、バリアフリー化、ユニバーサルデザインなど、周辺地域も視野に入れた、「住み良いまちづくり」に向けての取組が必要です。

## (方向性)

同和問題の解決は、我が国固有の国民的課題であり、また、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であるという基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期解決をめざして、次の5つの重点項目により進めていきます。

### 1. 地域づくりの推進

隣保館は、同和問題をはじめ、地域周辺を含めたコミュニティセンターと位置付け、地域福祉の推進と人権のまちづくりの拠点施設として、活動の推進を図ります。自立促進の観点から、可能な限り既存の講座はサークルへと移行し、新たな講座は地域のニーズを的確に把握し開設していきます。また、隣保館や公民館等の生涯学習施設等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めます。

さらに、保健福祉分野においては、高齢社会を迎え、一層の健康保持と安心できる生活を確保するための施策の充実を図り、地域ボランティアの育成とNPOを含む民間活力を活用しながら市民と協働した事業への発展をめざします。また、

住宅マスタープランやストック活用計画に基づく快適な住環境づくりを推進し、「住み良いまちづくり」の実現に努めます。

### バリアフリー化

物理的に障害となるものを取り除くだけでなく、精神的にもバリア(障壁)がないようにすること。公共の建築物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者の利用にも配慮した設計とし、具体的には、車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等はバリアフリーといら。

### ユニバーサルデザイン

ユニバーサル=普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることといら。1980年代にノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイブ氏によって明確にされ、次の7つの原則が提唱されている。誰にでも使用でき入手可能(公平性)、柔軟に使用できる(自由度)、使い方が容易にわかる(単純性)、使い手に必要な情報が容易にわかる(わかりやすさ)、間違えても重大な結果にならない(安全性)、少ない労力で効率的に、楽に使え(省体力)、アプローチし、使用するのに適切な広さがある(スペースの確保)。

### 住宅マスタープラン

住民の生活水準の向上やライフスタイルの変化により、地域社会全体が著しく流動化し、住宅や住環境に対する住民のニーズも多様化し、住宅行政の主体が国から自治体へ比重を変えつつあることから1997年3月に八幡市住宅マスタープラン策定委員会の報告を受け策定した。計画期間(1997年度 - 2006年度)

## 2．市民啓発の推進

部落差別につながる恐れのある身元調査、差別落書きをはじめ、インターネット上の掲示板への差別表示の掲載、差別発言や図書への差別文言の掲載など、深刻な人権侵害につながる陰湿な行為が後を絶たず、きめ細かな人権教育、啓発の取組を一層充実させ、差別のない人権社会の実現に向けた取組を推進します。

## 3．教育対策の推進

教育の機会均等の保障は、同和問題解決の重要な課題であり、旧地対財特法が規定する対象地域の住民が生涯を通じて学習を行い、豊かな人間形成を実現できる施策を推進します。

## 4．就労対策の推進

就労の安定は、生活の安定に直結し、これが教育対策の基盤をなす関係にあり、長期的な展望のうえに立って計画を策定し進めていきます。また、求職者の実態を把握するとともに、職業安定所との連携を図る中で、求職者を支援するための就職相談を充実させていきます。

## 5．財政措置と職員の役割

課題を解決する有効な施策を展開していくためには、財政措置が必要です。厳しい財政状況のもと事業の実効性を十分検討し、必要度の高い事業に投資していきます。

そのためには、すべての職員が市政の課題を的確に捉え、同和問題の本質を把握し、共通の認識をもって課題解決に向けて取組を推進します。

## 【(2) 女性】

### (これまでの取組)

女性の人権問題については、1975年（昭和50年）の国際婦人年を契機に、女性問題に関する社会一般の認識が深まり、これ以降、1977年（昭和52年）に策定された「国内行動計画」や1985年（昭和60年）の「女性差別撤廃条約」の批准、1986年（昭和61年）の「男女雇用機会均等法」の施行など各種法律や制度の整備が図られてきました。

また、1995年（平成7年）9月の第4回世界女性会議で採択された北京宣言で「女性の権利は人権である」と謳われ、それらを背景に、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が「我が国の最重要課題」であると位置付けられたところで

す。さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」が、2001年（平成13年）には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されました。

八幡市では、男女共同参画社会の実現を図るため、1991年（平成3年）に「男女平等社会をめざす八幡市行動計画」を策定し、これら諸施策の推進を図るため、1993年（平成5年）に「八幡市女性政策推進本部（現・八幡市男女共同参画推進本部）」を設置しました。2000年（平成12年）5月に学識経験者などからなる「八幡市男女共同参画プラン懇話会」の意見をまとめ、2001年（平成13年）4月に第2次プランとなる「八幡市男女共同参画プラン」を策定しました。このプランに基づき、同年4月に女性問題アドバイザーを設置する中で、「八

### 男女雇用機会均等法

女性と男性に均等な雇用の機会と待遇が確保されることなどを目的として1986年から施行。1997年の改正で、差別の禁止規定や、積極的差別是正措置の促進、違反企業の公表制度、調停制度の改善、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する配慮義務などが追加され、1999年4月に改正男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）が施行された。

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成について、基本理念を明らかにして、その方向を示し、将来に向かって国・地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的、計画的に推進するために制定した法律。1999年6月施行。

### ストーカー行為等の規制に関する法律(ストーカー規制法)

ストーカー行為等を処罰するなど必要な規制を行うことと、被害者に対する援助等を定めている。身体、自由、名誉、生活の安全と平穏をストーカー行為から守るため、2000年11月施行された法律。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

2001年4月施行された法律。この法律は配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することで配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としている。2004年12月改正、施行された。

### 男女共同参画プラン懇話会

男女共同参画社会をめざす行動計画策定にかかり、専門多岐にわたる立場から意見を求めるために設置した組織。



幡市女性相談」を開設するなど、女性施策の総合的かつ積極的な推進を図ってきました。

このような中で、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識をみると、行動計画策定時の1988年(昭和63年)では「そう思う」と答えた人が27.4%だったのに対し、2000年(平成12年)には18.6%と8.8ポイント減少、2005年(平成17年)4月調査では、7.4%と20ポイント大幅に減少し、男女共同参画の市民意識が広がっています。

一方、セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)、DV、さらには、性暴力、性の商品化など女性に対するあらゆる形態の暴力は、女性の人権を侵害する深刻な問題となっています。

八幡市では、現行プランの推進期間(2001-2010)の中間年にあたる2005年度(平成17年度)に中間まとめ・中間見直しを実施し、施策の一層の充実に努めているところです。

### (現状と課題)

女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇などの課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にあります。

2003年(平成15年)の内閣府の調査によると、約5人に1人(19.1%)の女性が「配偶者や恋人から暴力行為を受けたことがある」と回答しており、深刻な暴力被害の実態が明らかになっています。八幡市女性相談でも年々DV相談が増加し、相談全体の約5割を占めるようになりました。

2004年(平成16年)11月実施の内閣府世論調査では、いわゆる固定的役割分担意識である「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考えが、初めて「反対」が「賛成」を上回りました。また、女性が職業を持つことについての考えは、男女ともに「子どもができてみずっと働きつづけるほうがよい」

**セクシュアル・ハラスメント**  
一般には、雇用の場において性差別の具体的な表れとして起きる「性的いやがらせ」を指す。労働省は「相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と定義している。

と考える「継続就業」支持が、「子どもが大きくなったら再就職するほうがよい」と考える「中断・再就職」支持を初めて上回るなど、女性の社会進出に対する意識は、より肯定的になっています。しかしながら、各分野別の男女の地位は平等になっていると思うかと聞いたところ、「平等」と答えた者の割合が、「学校教育の場」で66.8%、「家庭生活」で39.9%、「法律や制度の上」で39.3%、「職場」で25.0%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で17.2%となっています。

女性の活躍状況を示す国際指標であるジェンダーエンパワーメント指数は、2005年（平成17年）において80カ国中43位であり改善が進んでいないことも踏まえ、管理職への女性登用などにつき、それぞれの分野における達成状況を常に検証しつつ施策を進める必要があります。

社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、性別による役割分担意識にとらわれないジェンダーに敏感な視点に立った取組の推進と、女性も男性も社会の問題構造に気づき、社会を変えていく力をつけていくエンパワーメントが求められています。

### (方向性)

人権尊重を機軸とした生涯学習の推進と広範な啓発・広報活動により男女共同参画意識の高揚を図り、ジェンダーに敏感な視点から社会通念・慣習を見直していく必要があります。

八幡市男女共同参画プランの理念に沿い、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む）を総合的に策定・実施し、女性の人権が尊重される社会の実現をめざします。

男女共同参画意識の高揚を図るため、啓発・広報活動を充実します。

男女共同参画の視点で行動できる人材育成を図り、能力開発、学習の場の提供などの支援や条件整備を進めます。

男女平等をはじめとする人権教育を推進し、人権を尊重す

### ジェンダーエンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure)

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDI(人間開発指数)が人間開発の達成度に焦点を当てているのに対して、GEMは能力を活用する機会に焦点を当てている。具体的には、国会議員に占める女性の割合、専門職・技術職に占める女性の割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

### ジェンダー(Gender)「社会的性別」に敏感な視点

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/Sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー「社会的性別」(gender)という。ジェンダーは、それ自体に「良い、悪い」の価値を含むものではなく、国際的にも使われている。ジェンダーに敏感な視点とは、性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に創られたものであることを、敏感に感じて、意識していこうとするものである。

### エンパワーメント

一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけることを意味する。すなわち、人が自分自身の存在価値を自覚し、それぞれが持っている潜在的な可能性を引き出して、社会にいきいきと参加していけるようになることをいう。人権教育においては、社会的に不利な立場におかれている人々自身が、自ら立ちあがれるようになる学習、自らエンパワーするための学習をどう進めるかが大きな課題となる。

る意識の高揚と態度の育成を図ります。

セクシュアル・ハラスメントや ストーカー行為、DVなど、女性の人権を著しく脅かし、男女共同参画社会の実現を阻害するあらゆる形態の暴力について、人権教育・啓発を通して、人権侵害行為の防止に努め、関係機関と協力しながら被害者への適切な支援に努めます。

社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮、チャレンジを応援するため、関係機関と連携して、適切な支援に努めます。

#### **ストーカー行為**

同一の者に対して、恋愛感情等その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を充足する目的でつきまとう等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいう

## 【(3) 子ども】

### (これまでの取組)

少子化や核家族化、都市化の進行に伴い、地域での交流関係が希薄になり、家庭の孤立化による育児不安や 児童への虐待などの問題が深刻化する中、八幡市では、2005年（平成17年）4月に「八幡市次世代育成支援行動計画」を策定し、「子どもが 親が 地域が 育ち輝く まちづくり」を基本理念として、子育て支援施策を推進してきました。この行動計画は、次代の社会を担う子どもたちが健やかに育成される環境整備を図るため、子育て支援施策、事業の今後の方向性、目標を示したものです。

しかし、少子化の一層の進行、児童虐待の急増、子育て不安の深刻化等の子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増しています。2002年（平成14年）には、2カ所目の子育て支援センターを開設し、子育て相談や子育て家庭の支援事業を実施しています。

従来、児童福祉法（1947年（昭和22年）制定）においては、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきましたが、深刻化する児童虐待問題や増大する子育て相談等に対応するため、2004年（平成16年）に児童福祉法の一部を改正する法律が施行され、2005年（平成17年）4月から市町村が児童家庭相談援助活動をはじめとする子育て支援事業を実施することとなりました。

八幡市では、2001年（平成13年）に設置した「八幡市児童虐待防止対策委員会」が中核となり、2005年（平成17年）11月に「八幡市児童虐待防止ネットワーク」を発足させ、子どもや家庭に関わるさまざまな関係機関とともに、児童虐待の防止及び早期発見、啓発、情報交換を実施する新たな対応と施策の充実を図るなど、着実に児童虐待防止、子育て支援施策を推進してきました。

### 児童虐待

「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者が監護する児童に対し 児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること」「児童にわいせつな行為をすること、またはさせること」児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること」「児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」と定義されている。

### 八幡市次世代育成支援行動計画

「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画。すべての子どもとその家庭を対象として、八幡市における次世代育成支援のための今後の施策の方向性・目標を示している。5年を1期とし、前期は平成21年度を目標年度とする5年間、後期は平成26年度まで。

### 八幡市児童虐待防止ネットワーク

児童虐待の防止と早期発見に資するため、子どもや家庭に関わる関係機関及び団体とネットワークを構成。児童虐待についての情報交換や早期発見、啓発、防止などを行う。2005年11月設置。

## (現状と課題)

我が国では急速に少子高齢化が進行し、また、都市化や核家族化の進展、女性の社会進出を背景として、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。2004年（平成16年）の出生数は、約111万1千人と、過去最低を記録し、「合計特殊出生率」は、戦後初めて1.3を下回った2003年（平成15年）と同率の1.29と、現人口を維持するために必要な2.08を大幅に下回りました。2005年（平成17年）10月に実施された国勢調査における速報値では、戦後初めて日本の総人口が前年同月の推計人口より1万9千人減少する結果となりました。

近年の急激な少子化は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらすとともに、核家族化の進行などにより家庭の子育て力も低下しています。特に都市部では、地域における住民同士の交流やふれあいが少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

また、社会が物質的に豊かになる中で、生活体験や自然体験などが少なくなり、他人への思いやりや人間関係が希薄になるなど、自然や人間を大切にす気持の希薄化や情報化の進展等により自分で主体的に考えることが少なくなるなど内面的なひずみも生まれています。

こうした状況の中で、重大な子どもの権利侵害である「児童虐待」（保護者等による身体的・心理的虐待、養育の拒否・放任、性的虐待）や、インターネットや携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫、出会い系サイトを介した事件等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっています。

また、児童買春・児童ポルノなど児童の性の商品化の問題も生じており、児童虐待相談件数も近年増加するなど、少子化や児童虐待の問題に加え、子どもの人権を侵害する犯罪の増加など、子どもを取り巻く状況は依然として厳しく、また、学校においては不登校が深刻な問題になっています。

さらに、1951年（昭和26年）の「児童憲章」や1994年（平

### 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産む平均の子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、人口を維持するために必要な水準は2.08とされている。

### 出会い系サイト

パソコンや携帯電話を使ったインターネットを通じて新しい友人などを見つけるサービス。主に男女の出会いを目的としたもの。

### 児童憲章

1951年5月5日に我が国で宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境の中で育てられる、という3つの原則を謳っている。

成6年)に批准された「児童の権利に関する条約」においては、子どもも大人と同じ権利の行使主体であると同時に成長を保障されるべき権利を有すること、そのために必要かつ重要な子どもの最善の利益を確保するため、子どもには意見表明権があることが明らかにされました。この権利条約において、子どもは、権利行使の主体として保障されるべきとなっていますが、依然として、子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありません。

子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できる環境づくりを推進する必要があります。

#### (方向性)

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立って、2005年(平成17年)4月に「八幡市次世代育成支援行動計画」を策定し、これまで進めてきました子育て支援施策を踏まえ、子どもが豊かに育つ環境づくりと子育て家庭を地域全体で支援していくことを総合的、計画的に推進していきます。

子どもの人権問題の解消には、子どもがあらゆる成育環境において、必要な保護や援助を受けられることが前提であるとともに、子ども自身が成長過程において確かな人権感覚を備えることが重要です。児童虐待については、家庭児童相談室を中心に児童福祉、母子保健、学校など、子どもが直接関わる機関が連携し、早期発見・早期対応のための体制を確保し、また、問題を抱えながら自ら支援を求めない家庭に対する家庭訪問など、虐待の予防から保護、ケアまでを含んだ、総合的な子育て支援策の推進が必要です。年々内容が複雑化する相談内容については、ほとんどのケースは単独の機関で対応するのは困難な状況です。問題の解決を図るためには、多角的な視点から取り組む必要があることから、児童相談所

#### 児童の権利に関する条約

1989年11月に国連総会に採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想、表明の自由、児童に関する差別の禁止、生命、教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。我が国は、1994年4月に締結している。

や保健所、民生児童委員など関係機関と連携して総合的な取組を進めていきます。

「八幡市次世代育成支援行動計画」の理念に沿い、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育されるための環境づくりを推進します。

児童虐待の発生予防や未然防止を目標に、2005年（平成17年）11月に行政や教育関係者らで構成する「八幡市児童虐待防止ネットワーク」を発足させました。児童虐待の予防・防止、早期発見のための関係機関の連携の強化を図るとともに、虐待防止に向けた市民啓発を推進します。

子どもの心身両面にわたる健全な育成を図るために、子どもにかかわるすべての人々が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

子どもの課題を人権の視点から捉え、一人ひとりの児童・生徒の人権尊重の精神を高め、人権を大切に作る学校づくりに努めます。

非行などの問題行動や「いじめ」「不登校」については、個々の事象に対応できるよう相談指導体制の一層の充実に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取組の充実に努めます。

#### 民生児童委員

(民生委員・児童委員)

民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱され、すべての委員は、児童福祉法により児童委員も兼ねている。また、委員の中には、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいる。民生児童委員は、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行なうとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動を行なう者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する。

## 【(4) 高齢者】

### (これまでの取組)

1991年(平成3年)12月に国連は「高齢者のための国連原則」を採択し、この中で、高齢者の介護・尊厳に関して「自己の尊厳・信念、プライバシー及び自己の介護と生活の質に関する決定を行う権利が十分に尊重されることを含め、基本的人権や自由の享受」のほか、「尊厳の下での生活保障と身体的または精神的虐待があってはならないこと」が明記されるなど、高齢者の人権の擁護を謳っています。

高齢者の人権問題とは、まさに高齢者が自立し、生きがいのある健やかな暮らしを妨げることや、介護者等による虐待などの人権侵害に関する問題です。

我が国の高齢化は急激に進んでおり、八幡市においても1980年(昭和55年)以降、高齢化率は増加の一途をたどり、2005年(平成17年)4月には16.1%となっています。

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴うさまざまな課題に対応するため、2000年(平成12年)4月から介護保険制度が開始されました。

また、2005年(平成17年)11月には、65歳以上の高齢者に対する身体的暴力行為や暴言などで心理的外傷を与える行為、食事を与えないなどの長時間の放置、高齢者に対するわいせつな行為、財産を不当に処分する行為などを「虐待」とし、「虐待」を発見した家族や施設職員らに市町村への通報義務を定めた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」が可決、成立しました。2006年(平成18年)4月施行のこの法律は、市町村が高齢者虐待についての相談指導、助言、一時保護などを行うこととなっています。

京都府では、2000年(平成12年)3月に第1期京都府介護保険事業支援計画を含む「第2次京都府高齢者保健福祉計画」

### 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)

2005年11月、高齢者への虐待防止や発見者の通報義務などを定めた高齢者虐待防止法が可決、成立。2006年4月に施行される。同法は「虐待」を65歳以上の高齢者に対する身体への暴行や、食事を与えないなどの長時間の放置、暴言などで心理的外傷を与える行為、お年寄りの財産を家族らが勝手に処分するなどの行為と定義。虐待を発見した家族や施設職員らに市町村への通報義務を定めた。

### 第2次京都府高齢者保健福祉計画

2000年(平成12年)、高齢社会に対応した新しい高齢者保健福祉システムを構築することが重要という視点に立ち、介護保険制度のスタートに併せて策定。高齢者がいきいきと社会参加ができ、安心・安全に暮らせる社会の構築をめざす。計画期間は2004年度(平成16年度)まで。



を策定、続き、2003年（平成15年）3月には計画を見直し、

「第3次京都府高齢者保健福祉計画 - きょうと高齢者あんしん21プラン - 」を策定し、必要な介護サービス量の確保や良質な介護サービスの提供に取り組むとともに、壮年期からの健康づくり、高齢者が活躍する地域づくりの推進など、各種の高齢者保健福祉施策を総合的・計画的に推進しています。

八幡市においては、1994年（平成6年）3月に策定した「八幡市老人保健福祉計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮せるよう、保健・医療・福祉を総合的かつ有機的に支援していくとともに、2000年（平成12年）3月に介護を社会的に支援することを視野に入れた「八幡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、さまざまな高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。2003年（平成15年）3月及び2006年（平成18年）には計画を見直し、必要な介護サービス量の確保や良質な介護サービスの提供に取り組むとともに、高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと暮らせる社会の構築をめざし、各種の取組を推進していきます。

### **(現状と課題)**

我が国の高齢化は急速に進行し、今後もさらに進行する見込みです。これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、認知症等の介護を要する高齢者が増加しており、今後さらに急増すると予測されています。高齢化の進行に伴い、とくに寝たきり、認知症等の介護を要する高齢者を高齢者自身が介護するという状況や、高齢者を介護する家族への社会的支援の充実が大きな課題になっています。

このような中、高齢者に対する身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。また、高齢者を一括りにした偏見や固定観念、年齢制限等による就業機会の不足や、年齢を重ねることによる高齢者自身の身体的・精神的変化などにより、

高齢者の経済的な自立や社会参加が困難な状況となっています。

### (方向性)

高齢者が安心して暮らせる社会を形成していくため、高齢者の自立を支援し、生きがいのある生活が送れるよう、総合的な高齢者対策に取り組めます。

また、働く意欲のある元気な高齢者も確実に増加していくことから、生きがい対策だけでなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できるような取組を進め、社会参加の促進や雇用・就業機会の確保など、総合的な高齢者対策の推進に努めます。

社会参加に向けた学習活動や就労機会の確保に支援します。学校教育における介護、福祉に関するボランティア活動を充実し、高齢者との交流や福祉体験学習などを充実します。核家族化が進み、高齢者とのふれあいが希薄になっていることから、地域や関係機関との連携を深めて、高齢者とのふれあい活動を充実します。

高齢者虐待や権利擁護に対応するため、地域包括センターを設置して、相談、指導などを行います。

## 【(5) 障害のある人】

### (これまでの取組)

国連は、1981年(昭和56年)を「国際障害者年」とすることを決議し、各国において障害者福祉を増進するよう提言し、これを受けて、我が国においては、1982年(昭和57年)に「障害者対策に関する長期計画」、「重点施策実施5か年計画」を策定し、2002年(平成14年)12月に「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」を策定し、2002年(平成14年)12月には新たな「障害者基本計画」と「重点施策実施5か年計画」を策定して、障害者福祉の取組を進めています。2004年(平成16年)6月には、障害者基本法が改正され、障害を理由とした差別をしてはならないことが明記され、「自閉症、学習障害などの発達障害者の支援に関する法律(発達障害者支援法)」が2005年(平成17年)度から施行されました。

京都府では、障害のある市民の社会への「完全参加と平等」の実現を図るために1982年(昭和57年)に京都府国際障害者年長期事業計画が策定され、八幡市においてもノーマライゼーションの理念を実現するために1998年(平成10年)に「八幡市障害者計画 やさしさ、わかちあい、たすけあい - 21世紀“やわた”プラン - 」を策定し、施策の着実な推進を図ってきました。さらに、計画の前期5年間が経過する中で、今後なお重点的に実施すべき課題に対応するため、2003年(平成15年)度に中間見直しを行いました。自立・自己決定の保障、生活の質(QOL)の向上、機会の均等化の3つ基本理念をもとに、今日的課題を突合せて計画を見直し、現在、この計画に基づいて、各種の取組を推進しています。

また、2000年(平成12年)4月に全面改正された「八幡市福祉のまちづくり要綱」に基づき、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりの推進を強化しています。

### 障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等の施策に関し、基本的理念を定めた。国、地方公共団体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることで、総合的かつ計画的に推進し、障害者の福祉を増進する事を目的に1970年施行された。2004年改正。

### 自閉症、学習障害などの発達障害者の支援に関する法律(発達障害者支援法)

発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、その福祉の増進に寄与することを目的として、2005年4月より施行。

### 完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた国際障害者年(1981年)のテーマ。障害のある人がそれぞれの住む社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的、経済的発展によって生み出された成果の平等な配分の実現を意味する。

### 京都府国際障害者年長期事業計画

1981年の国際障害者年の目標に向けて、1982年に策定された障害者の自立、社会参加等「完全参加と平等」をめざしてつくられた事業計画。

## (現状と課題)

1981年（昭和56年）の「国際障害者年」以降、各種の取組を通じて、「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」の考え方が日常生活に浸透してきています。

障害のある人の「完全参加と平等」を実現するためには、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障害のある人もない人も共に生活できるための環境整備と障害に対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

一方障害のある人の自立意識や社会参加、生活向上の意識は高まってきています。

しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

また、とくに精神障害者については、誤解や偏見がなお根強く、今後も施策の一層の推進が必要です。

## (方向性)

ノーマライゼーションの理念を実現していくためには、市民が障害の有無にかかわらず地域の中でともに生活し、活動できる社会づくりを進める必要があります。障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざします。

市民が障害や障害のある人に対する正しい理解と認識を深め、互いの人権を尊重し合うための意識の高揚を図ります。障害のある人が社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加・活動することのできる社会の実現に努めます。

ノーマライゼーションの理念を掲げた「八幡市障害者計画」に基づき、今後とも障害及び障害のある人に対する理解と交流の促進や福祉のまちづくりを推進するとともに、障害のある人がその適性と能力に応じて働くことのできるよう

関係機関と連携を図ります。

学校教育などにおいては、障害のある児童・生徒一人ひとりがその可能性を最大限に発揮して、社会参加・自立することをめざし、発達や障害の状態に応じた教育の充実に努めます。さらに、障害のある児童・生徒と、ない児童・生徒が、それぞれの人間関係を豊かにし、お互いに認め合い、ともに成長することをねらいとする交流教育を組織的、計画的に進めていきます。

## 【(6) 外国人】

### (これまでの取組)

1948年(昭和23年)に国際的な人権の普遍性について宣言した「世界人権宣言」が国連総会で採択され、「国際人権規約」をはじめ、「難民条約」、「女性差別撤廃条約」、「人種差別撤廃条約」、「移住労働者条約」などの人権に関する条約が国連で採択されました。

我が国においても、1979年(昭和54年)に「国際人権規約」を批准し、国籍を越えた人権保障の権利の在り方について問い直されることとなりました。1981年(昭和56年)には「難民条約」を批准し、これに伴い、国民年金法や児童扶養手当等の社会保険関係法令から国籍要件を撤廃するなどの法整備が行われました。1984年(昭和59年)の国籍法改定で、従来の父系主義から父母両系主義に改められました。

また、2000年(平成12年)には外国人登録法の改正で指紋押捺制度の全廃などが実現し、2004年(平成16年)には、学校教育法施行規則の改正により、外国人学校(一部除く)卒業生への大学入学資格が付与されるなど定住外国人の法的地位と権利擁護のための法整備が行われています。

外国人の人権問題とは、我が国の近代における植民地支配に起因して日本に定住している在日韓国・朝鮮人が、民族差別により市民生活上の差別や偏見を受けている問題をはじめ、国籍、民族、皮膚の色、文化等の違いにより、精神的及び制度的な「壁」(バリア)が築かれ、さまざまな場面で社会への平等な参加が阻害されていることに関する問題です。

### (現状と課題)

八幡市における外国人登録数は、2005年(平成17年)3月末で677人と八幡市の人口の約1%を占め、全国平均の1%とほぼ同じ状況です。

国別では、戦中、戦後の歴史的経緯から韓国、朝鮮の人々が多く、次いで中国、ブラジル、インドネシアとなっています。

八幡市では、公民館事業として1992年(平成4年)から学校週5日制事業として「外国人とのふれあい交流」を、1997年(平成9年)には外国籍市民を対象に「日本語読み書き教室」を実施し、市民の国際理解の推進を図り、外国人が暮らしやすい地域づくりを進めています。

また、八幡市における外国人に対する公務員採用については、1976年(昭和51年)に国籍条項を廃止して、その門戸を広げています。しかし、外国人は地域の一員として生活しているにもかかわらず、言葉や生活習慣などの違いから「市民」であるとの認識が十分にされない傾向とあいまって、歴史的経緯や現状の生活を軽視し、「国籍や民族が違うのだから当然」という意識が、この問題の解決を遅らせる要因となっています。

このような意識は、外国人に対する参政権や公務員採用についても反映しており、大きな社会問題として指摘されています。

また、八幡市に生活の本拠を持っている外国の人々については、教育、就職、住宅、福祉など、生活のさまざまな面において、外国人であるという理由だけで差別や不利益を受けるという問題があります。

### (方向性)

基本的人権にかかわる福祉、教育等、外国籍市民施策を着実に進めるとともに、国籍、民族、文化等の違いを認め合い、国際理解を深めるための学習機会や交流の場を提供していきます。

八幡市内に在住する外国人をともに生きるパートナーとして、その人権を十分尊重し保障するよう努めます。

国際理解を深めるため、学習機会や交流の場を提供します。

#### 外国籍市民

日本国内に居住する外国籍の人々。「外国人」というとらえかたではなく、「外国籍をもった市民」という考え方。

## 【(7) 患者等】

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても、公的な相談体制の整備等を通じ信頼関係の構築や回復を図るための取組を推進しています。

また、エイズやハンセン病については、次のような現状や課題もあり、諸対応が推進されています。

### (これまでの取組)

#### <エイズ・HIV感染者>

エイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別が根強く存在していることから、世界保健機関(WHO)では、1988年(昭和63年)より、毎年12月1日を「世界エイズデー(WORLD AIDS DAY)」と定め、世界レベルでのエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。また、1966年(平成8年)より、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS(国連合同エイズ計画)もこの活動を継承しています。

京都府においては、エイズ患者・HIV感染者が偏見や差別により、さまざまな困難に直面していることから、関係機関や団体と「京都府エイズ啓発推進会議」を設置し、エイズに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための啓発活動など、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりをめざした総合的な取組を推進しています。

また、エイズに関する総合的な施策を展開するため、「京都府エイズ対策専門委員会」を設置し、専門家から意見を聴取するとともに、エイズ問題庁内連絡会議を設置し、総合的に取り組んでいます。

八幡市では、12月1日の「世界エイズデー」にあわせ、エ

#### エイズ患者・HIV感染者

エイズの原因となるウイルス(HIV)に感染している人をHIV感染者という。HIV感染=エイズではなく、感染後平均10年といわれる潜伏期間(無症状の期間)があり、その後、発病した人をエイズ患者という。

#### 世界保健機関

(WHO(World health organization))  
世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として設立された国連の専門機関

#### 世界エイズデー

1988年に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱して12月1日を設定。

#### 京都府エイズ対策専門委員会

1987年、エイズ(後天性免疫不全症候群)に関する総合的な施策を策定するにあたり専門的意見を聴取することを目的として設置。



イズの正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための啓発活動を積極的に推進し、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消に努めています。

#### <ハンセン病患者・元患者>

ハンセン病を発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、1996年（平成8年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。2001年（平成13年）にはハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認めた司法判断がなされ、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所修所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を成立させました。

#### ハンセン病

らい菌によっておこる細菌感染症の一種。らい菌の毒力はきわめて弱く、感染しても発病することは稀、仮に発病しても、治療方法が確立されているので早期発見、早期治療により、完治する病気である。

#### (現状と課題)

#### <エイズ・H I V感染者>

世界各国で、新規エイズ患者・H I V感染者報告数は増加傾向にあり、我が国におけるエイズ患者・H I V感染者数も、先進国の中で、唯一増加傾向にあります。特に20代・30代の性的接触による感染が拡大している状況です。

また、エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果、さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

エイズについての無関心の問題も存在することから、エイズに対する正しい知識を、市民一人ひとりが自らのこととして考えなければなりません。疾病や感染防止に対する正しい知識の普及や啓発のあり方、さらに患者、感染者に対する理解や偏見をなくすため、施策の一層の充実が求められます。

#### <ハンセン病患者・元患者>

ハンセン病はらい菌による感染症であり、外見上の明らかな変化と慢性の経過をたどりながら重症化するため、治療法

が確立されていなかった時代には、特殊な疾病として取り扱われ、患者本人にとどまらず家族に対しても、さまざまな偏見や差別が加えられてきました。ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

「らい予防法」は廃止されましたが、2003年（平成15年）にハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、いまだに根深い偏見や差別があります。ハンセン病に関する正しい知識を普及させる施策の充実が求められています。

#### ハンセン病元患者の宿泊拒否問題

2003年11月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

#### (方向性)

感染症患者等については、疾病や感染防止に対する正しい知識を普及させるとともに、患者等の人権を尊重し、一人ひとりが安心して医療を受け、早期に社会に復帰できる等の健康な生活を営むことができる権利、個人の意思の尊重、自らの個人情報を知る権利と守る権利等に配慮する必要があります。

HIV患者については、若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においても、エイズは正しい知識により感染を防ぐことができる疾病であるという認識を与え、疾病や感染防止に対する正しい知識の普及に努めるとともに、関係機関と連携することで、偏見や差別をなくすための啓発活動を進め、感染症患者等が尊厳を持って暮らせる社会づくりをめざします。

エイズやハンセン病などの感染症患者等に関する正しい知識の普及や啓発活動の取組を充実します。

市民がより検査・相談を受けやすい体制づくりを推進します。

学校教育においては、人権尊重の精神に基づき、エイズは正しい知識で感染を防げることや患者や感染者に対する偏見をなくす教育を進めます。

## 【(8) さまざまな人権問題】

### (現状と課題)

これまでに、記述したほかにも次にあげるようなさまざまな人権問題が存在しています。

#### (ホームレス)

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が都市部を中心に増加しています。多くの方は、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスへの人権への配慮が求められています。

2003年(平成15年)に国により実施された調査では、全国581市町村におけるホームレスの数は25,296人となっており、国については、2002年(平成14年)8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、2003年(平成15年)7月には「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されました。八幡市では、2004年(平成16年)に京都府が策定された「京都府ホームレス自立支援等実施計画」に基づき、国、府、関係機関などとの連携・協力を進めます。

#### (犯罪被害者とその家族)

犯罪被害者とその家族は犯罪行為によって受ける直接的な被害のほか、マスメディアの行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害など、また、刑事手続きの過程等で受ける精神的被害やさまざまな経済的負担などの二次的被害を受けています。

現在、政府をはじめ、司法機関、民間被害者支援団体等の各層で被害者支援のためのさまざまな取組が推進されるなど、被害者支援にかかる社会的気運が高まっていますが、被害者のニーズは生活上の支援をはじめ医療、裁判に関すること等

極めて多岐にわたっていることから、さらに、司法、行政、医療、民間被害者支援団体等の関係機関・団体が相互に連携した活動が求められています。

今後とも被害者とその家族の人権に配慮し、社会全体で支援していく必要があります。

(アイヌの人々)

アイヌの人々に対する差別の背景として、アイヌ民族としての歴史や独自の伝統、文化に対する理解と認識の不足やアイヌの人々の民族としての存在や誇りを尊重する考え方が欠如していることから、知識の普及や啓発の推進に努める必要があります。

(性同一性障害)

性同一性障害は、生物学的な性(体の性)と性自認(心の性)が一致していない状態を言い、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類に位置付けられています。性同一性障害のある人は、公的な書類(戸籍・住民票・パスポート等)の性別が外見や社会生活上の性別と食い違っているため、さまざまな不利益や差別を受けることがあります。

2004年(平成16年)7月から、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性別適合手術を受けた人のうち一定の条件を満たす場合については、戸籍上の性別を変更することが可能になりました。しかし、なお、行政文書における性別記載欄の問題をはじめ、就職や勤務、医療の受診、住宅への入居などさまざまな面での課題が指摘されています。

性同一性障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう正しい理解と認識を広げるための啓発活動の推進に努めます。

(婚外子・母子(父子)家庭)

婚外子(非嫡出子)については、法制度上の問題も指摘されているところですが、依然として社会の中で差別が残っています。相続権等の法的な問題が指摘されており、戸籍上の

#### 性自認

人間は、自分の性が何であるかを認識しており、多くの場合は確信している。その確信のことを性自認という。

#### 国際疾病分類

各国の代表的な専門家からなる世界保健機関(WHO(World Health Organization))専門委員会によって決められた疾病群分類。WHOは定期的に完全な一覧表の改定版を刊行している。書名は“疾病、障害及び死因国際統計分類提要”とら。すべての疾病に番号が割り当てられ、17の大分類とおのおの準分類から構成されている。

#### 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004年7月施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障害がある方で、法律に規定された要件(20歳以上であること。現に婚姻していないこと。現に子がいないこと。

生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。)を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別表記を変更することができるようになった。

#### 性別適合手術

Sex Reassignment Surgery(SRS)又はGender Reassignment Surgery(GRS)の訳語であり、性別再割当手術とも訳される。性自認に合わせて、外科的手法により外性器などの形態を変更することを意味する。一般的には性転換手術(Sex-change operation)と言われているが、日本精神神経学会の正式訳語としては「性別適合手術」を用いるようになっている。

続柄の記載については嫡出子と同様の記載にするよう「戸籍法施行規則」が改正されたところです。今後についても差別を受けることがないように啓発の推進に努める必要があります。

また、母子（父子）家庭に対する差別があり、就業面等で厳しい状況に置かれる問題などがあることから啓発の推進に努める必要があります。

（インターネットによる人権侵害）

インターネットは、情報化の進展に伴って、社会の隅々にまで普及し、私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立つ一方、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など個人や集団にとって有害な情報の掲載が一方的に行われ、人権にかかわる問題が多発しています。

2002年（平成14年）には「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害が行われた場合に、被害者がプロバイダ等に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えることが規定されています。

こうした法的措置の周知を図るとともに憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、発信者が判明する場合には、同人に対する啓発を通じて、侵害状況の排除に努め、発信者が特定できない場合には、プロバイダ等に対して当該情報の停止・削除を申し入れるなど自主規制を促すことにより個別的な対応を図っていきます。

さらに、利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発の推進に努めます。

（個人情報の保護）

現代の情報化社会においては、当人の意思とは無関係に個人情報が処理されるなど、自己に関する情報をコントロール

#### 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律（プロバイダ責任制限法）。この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。

#### プロバイダ等

プロバイダ責任制限法では、特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダ（SP:Internet Services Provider）だけでなく、掲示板を設置するWebサイトの運営者なども規制対象とされている。

する権利が侵害されるおそれが高まっています。様々な個人情報個人から切り離され、独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、悪質な例では個人情報が商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

国においては、2003年（平成15年）に個人の権利利益を保護するために、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」を制定し、2005年（平成17年）4月1日に全面施行しました。事業者はこの法律により、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられ、また、自分の個人情報について、事業者に開示等を求めることができ、個人情報に関するトラブルや疑問は、その事業者に申し出るほか、認定個人情報保護団体や地方公共団体、国民生活センター苦情相談窓口で相談できます。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査し、その内容によっては、結婚や就職において加重な差別や不利益を生じさせることから、市民や事業者が自ら身元調査を行ったり、依頼することはもちろん、調査に応じたりすること自体が個人のプライバシーを侵害するおそれがあること及び個人情報の管理の重要性を広く啓発します。

（その他の人権問題）

刑を終えて出所した人は、差別や偏見から仕事や生活の場から排除されて社会復帰が難しいのが現状です。本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引き受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解を得て、社会復帰ができるよう、関係機関と連携して啓発の推進に努めます。

このような差別や偏見等に基づく人権侵害は、生まれや生い立ち、社会生活の態様等を理由とすることが多く、そこには希薄な人権意識や「自分と違う者」として排除しようとする

#### 個人情報の保護に関する法律

個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利利益を保護することを目的とした個人情報保護法が2003年5月に成立・公布された。法は、官民を通じた個人情報保護の基本理念等を定めた基本法に相当する部分と、民間事業者の遵守すべき義務等を定めた一般法に相当する部分から構成されており、2005年4月1日より全面施行された。

意識が共通しています。

人権問題は、社会生活の中でさまざまな変化を遂げ、科学的、合理的な根拠のない因習から、先入観や思いこみが常識化していることも多く、それが差別や偏見を生むきっかけともなっています。

八幡市としては、前述してきた以外の人権問題も含め、常にその態様と状況を分析し、この計画を通じて取組を進める必要があります。

### (方向性)

日常生活の中で人権を単なる知識としてだけではなく、行動を伴う真に自分のものとして深めていくためには、参加者同士の自由な意見交換、交流、討議など人と人とのつながりを重視した学習手法を推進します。

市民一人ひとりの人権に対する考え方はさまざまです。市民が自由にその考えを出し合うことは、それぞれの人権に対する理解と認識を深めるきっかけとなります。

このような視点から、人権教育の具体的な取組の企画、実施にあたっては、市民の意見の反映に努めます。学習機会の設定にあたっては、あらゆる人が学ぶことのできるための条件整備に努めます。

多様な手法を取り入れた学習機会の提供を図ります。

あらゆる人々が学ぶことのできる条件整備の確立を図ります。

市民と共に進める人権啓発を推進します。